

□■養成所ニュースプラス第 25 号 2023□■

今月は、「秋のこどもまんなか月間」です。

2004（平成 16）年度から 2022（令和 4）年度まで厚生労働省が実施してきた「児童虐待防止推進月間」は、今年からこども家庭庁が実施する「秋のこどもまんなか月間」の取組のひとつである「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」として展開されることになりました。今年の期間中の標語は「あなたしか 気づいてないかも そのサイン」です。

今回は、「社会理論と社会システム」（現、社会学と社会システム）からクレーム申立て、「現代社会と福祉」（現、社会福祉の原理と政策）から「ヘイトスピーチ解消法」の問題です。今回も選ばなかった選択肢のどこを直せば適切になるか合わせて考えてみましょう。

■Plus Quiz

【第 32 回問題 21】社会問題は、ある状態を解決されるべき問題とみなす人々のクレーム申立てとそれに対する反応を通じて作り出されるという捉え方がある。このことを示す用語として、最も適切なものを 1 つ選びなさい。

1. 社会統制論
2. 緊張理論
3. 文化学習理論
4. 構築主義
5. ラベリング論

【第 31 回問題 26】「ヘイトスピーチ解消法」の内容に関する次の記述のうち、最も適切なものを 1 つ選びなさい。

1. 外国人観光客に対する不当な差別的言動を規制することを目的としている。
2. 不当な差別的言動に対する罰則が規定されている。
3. 雇用における差別的処遇の改善義務が規定されている。
4. 地方公共団体には、不当な差別的言動の解消に向けた取組を行う努力が求められている。
5. 基本的人権としての表現の自由に対する制限が規定されている。

（注）「ヘイトスピーチ解消法」とは、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」のことである。

正答と解説は最後に記載してあります。

■Yoseijo Info

・(34 期生) 修了に関する書類は、10 月 31 日（火）に発送しています。届きましたら必ず確認し、もし書類の不足等がありましたらご連絡ください。また、1 週間程度経過しても書類が届かない場合にはご連絡ください。

住所変更後、変更届を提出していない場合はご提出ください。

・(35 期生) 教育訓練給付制度（専門実践教育訓練）の支給希望の方へ

11 月 2 日（木）に支給申請書類一式を発送しています。届きましたら内容を確認し、11 月中にご自身でハローワークに申請してください。印字内容が間違っている、ハローワークで受理されない等ありましたら早急にご連絡ください。

本養成所からの申請書類発行のため、「受給資格者証と公的身分証明書のコピーの提出」及び「レポートの提出」「スクーリングへの出席」「授業料の納入」が必須となります。

・(35 期生) 見込書類（実務経験証明書）のさしかえについて

入学願書提出時に「実務経験見込証明書」を提出している方は、入学資格または実習免除を満たした期間の「実務経験証明書」の提出が必要となりますので、早急に提出してください。

・受講の手引の表紙裏（表紙の次のページ）に“レポート作成・提出チェックリスト”があります。

レポートの作成・提出の前に必ず確認してください。

・(35期生)3学期レポート課題の<テキスト・参考文献>表記に誤りがありましたので、ホームページに訂正を掲載しております。

詳しくはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1160921&c=3246&d=99c7>

■Test Info

国家試験に関する情報をお届けします

・第36回国家試験は、令和6年2月4日(日)です。

詳しくはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1160922&c=3246&d=99c7>

・本養成所主催、「受験対策講座」はwebにて順次公開予定です。

第34・35期生の皆様にご案内を郵送しておりますので、内容をご確認の上、ぜひ受講してください。

詳しくはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1160923&c=3246&d=99c7>

■Plus Info

その他の情報をお届けします

・日本知的障害者福祉協会では様々な情報を発信しております。

詳しくはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1160924&c=3246&d=99c7>

・本養成所では、皆さんの後輩にあたる第36期生の出願を受け付けております。

現在、1期募集を受付中です。皆さんの周りで社会福祉士取得を目指している方、関心をお持ちの方がいらっしゃいましたら、是非とも本養成所をご紹介しますようお願いいたします。

出願手続き等についてはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1160925&c=3246&d=99c7>

資料請求についてはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1160926&c=3246&d=99c7>

■Back Number

過去のバックナンバーはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1160927&c=3246&d=99c7>

■Plus Column

養成所ニュースプラス第24号でお伝えいたしましたとおり、年内はお休みします。

【Plus Quiz 正答と解説】

【第32回問題21】中項目「社会問題の捉え方」はこの5年間で4回出題され、ラベリング論、スティグマ、マーソンのアノミー等が問われています。広い知識が求められる科目ですが、キーワードを中心に理解していきましょう。今回は、社会問題への構築主義的アプローチの基本的な理解が問われています。社会問題の構築主義は、キツセとスペクターが提唱し、社会問題が存在するという前提として考えるのではなく、人々がある社会状況を「社会問題」と定義し、主張すること(クレーム申立)することで始めて「社会問題」が構築されるという考え方です。

1. ×社会統制論は、人々を社会規範に従わせる働きである社会統制の弱体化が犯罪や非行を生むとする考え方です。ハーシのボンド理論はその代表の理論です。
2. ×緊張理論は、文化的構造や社会構造が人々に押しつける緊張や欲求不満が犯罪や非行の発生原因であるとする考え方です。マーソンのアノミー論もこの立場に立ちます。
3. ×人々が犯罪や非行に走るプロセスを、非行犯罪集団への参加を通じた犯罪文化の学習プロセスとして説明する考え方です。サザーランドの分化的接触論の視点に立つ代表的な考え方です。
4. ○構築主義は、人々がある状態を「問題である」と認識し、そのことを主張する活動(クレーム申立て活動)と、そ

れに対する周囲の反応を研究する考え方です。構築主義の見方は、ラベリング論を源流とします。

5. ×ラベルを貼られた側がそのような周囲の「期待」に応じて、本格的に逸脱者になっていく（社会的反作用）という考え方です。ベッカーは、逸脱とは特定の社会集団が独自の規則を作り、そのルールから外れる行為をした者にアウトサイダーのラベルを貼ることで作り出されるとしました。

【第31回問題26】この科目は、他の科目と重なる内容の出題もあり、他の科目も合わせて学ぶことで、補強することができます。例えば、第31回出題の「プログラム評価」は、「地域福祉の理論と方法」「福祉行財政と福祉計画」でも取り上げられています。

中項目「福祉政策と社会問題」はこの5年間で4問出題され、貧困、外国人材の受入れ・共生、「育児・介護休業法」の介護休業制度等その時々为社会問題が問われています。

2016（平成28）年に制定された「ヘイトスピーチ解消法」では、不当な差別的言動の解消に向けた、相談体制の整備、教育の充実等、啓発活動に関する国の義務や地方公共団体の努力義務等の取組を規定しています。

1. ×法第1条には目的が規定され、「この法律は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消が喫緊の課題である」とあります。本邦出身者とは、専ら本邦の域外にある国もしくは地域の出身である者又はその子孫であって適法に居住するものとされています。
2. ×法に罰則規定はありません。本邦外出身者に対する「不当な差別的言動」とは、「本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、本邦外出身者を地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動」をさします、
3. ×法に雇用における差別的処遇の改善義務に関する規定はありません。
4. ○地方公共団体には、「当該地域の実情に応じた施策を講ずるように努めるものとする」と規定されています。一方、国は「施策を実施するとともに」「必要な助言その他の措置を講ずる責務を有する」とあります。
5. ×基本的人権としての表現の自由に対する制限規定はありません。

※掲載内容の転載・再配布はご遠慮ください。

※メール内容に対する個別の対応は行っておりません。

※問い合わせ等については社会福祉士養成所ホームページより行えます。

〒105-0013 東京都港区浜松町 2-7-19 K D X 浜松町ビル 6F

Copyright2016 YoseijoNewsplus